

平成30年12月から

肝がん・重度肝硬変の 入院医療費への助成が 受けられます

医療費の自己負担額が
一定額を超えた月が、
年四か月以上ある場合

対象者

以下のすべての条件を満たしている方

- 肝がん・重度肝硬変と診断され入院治療(※1)を受けている
- 世帯年収が概ね370万円以下
- 肝がん・重度肝硬変の治療の研究に協力していただける

※1 B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がんまたは重度肝硬変の治療のために、都道府県が指定する医療機関（指定医療機関）に入院している場合が対象です。

利用の流れ



①入院の状況を記録します

肝がん・重度肝硬変と診断されたら、指定医療機関で入院記録票を受け取って下さい

肝がん・重度肝硬変で入院する度に、指定医療機関で入院記録票に入院の記録をしてもらって下さい

②助成を受ける手続きをします

指定医療機関の医師に臨床調査個人票（診断書）を記載してもらった上で、同意書に署名して下さい

臨床調査個人票や同意書、入院記録票(※2)などを添えて都道府県に申請して、参加者証を受け取って下さい

肝がん・重度肝硬変で入院して自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が過去12月で既に3月以上あるときに、4月日から自己負担額が月1万円となるように助成を受けることができます

※2 参加者証の申請には、自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が3月以上あることが記載された入院記録票が必要です。

肝炎情報センターの「肝炎医療ナビゲーションシステム」(肝ナビ)から、全国の指定医療機関を検索できます。



詳しくは以下の担当までお問い合わせください

佐賀県 健康福祉部 健康増進課 がん撲滅特別対策室

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号

電話 0952-25-7491

E-mail kenkouzoushin@pref.saga.lg.jp

がんポータルさが

検索